

## 風評払拭・風化防止対策の更なる強化を求める意見書

本年は、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故から10年の節目となる年であり、4月からは、第2期復興・創生期間が始まる。昨年、帰還困難区域の一部地域での避難指示の解除や、JR常磐線の全線運転再開が実現し、また、福島イノベーション・コースト構想の中核をなす福島ロボットテストフィールドや福島水素エネルギー研究フィールドの全面開所を始め、今後は、「創造的復興の中核拠点」となる世界レベルの国際教育研究拠点の整備も進められるなど、当県の復興は、目に見える形となって確実に進んでいる。

一方で、風評・風化の問題は、時間が解決するものではなく、長期的かつ幅広い取組が必要であり、当県の食や観光などを始めとして、国内外の理解が深まる正確な情報発信が求められている中、現在、国において、多核種除去設備等処理水の取扱いについての議論がなされており、当県の復興は新たな局面を迎えることになる。

風評払拭・風化防止対策は、当県の復興・再生を左右する重要な課題であることから、節目の年に責任感と決意を新たに、緊張感を持って取り組んでいくことが重要である。よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 多核種除去設備等処理水の取扱いについては、国民・県民理解の醸成のため、トリチウムや処理水に関する正確かつ分かりやすい情報発信に取り組むとともに、実効性・継続性のある風評対策を示すこと。また、これまで関係団体等から聴取した意見を踏まえ、新たな風評を助長することがないよう慎重に対応方針を検討すること。
- 2 第2期復興・創生期間においても、引き続き生産から流通、消費に至る総合的な対策を継続するとともに、風評に打ち勝つため、競争力が高いふくしまブランドの確立及び産地評価の回復に向けた対策に必要な予算を確保すること。
- 3 復興五輪の開催を契機として、諸外国への輸入規制解除に向けた更なる働きかけや県産品に関する正確な情報発信に取り組むとともに、放射線に関する国民理解の増進等、国を挙げて風評払拭・風化防止対策に積極的に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月19日

衆議院議長				
参議院議長				
内閣総理大臣				
農林水産大臣				宛て
経済産業大臣				
環境大臣				
復興大臣				

福島県議会議長 太田光秋